

水道課からのお知らせ

# ① 水道の各種手続きについて

次の手続きは、平日に水道課まで所定の様式によりお申し込み下さい。



## ○水道使用開始

転入及び転居等で新たに水道を使用するとき

※ 水道使用開始の届出をせず水道を使用した場合、**無断使用**となり、町給水条例第37条の規定により過料が料されることがあります。なお無断使用・漏水調査は随時行っていますので、ご協力をお願いします。

## ○水道使用中

転出及び転居、長期間留守にする等で水道の使用をやめるとき

※ 各種お申し込みは、平日午前8時30分から午後5時15分までです。数日の余裕をもった手続きをお願いいたします。

※ 土・日、祝日及び年末年始の休日は、受付ならびに開栓・閉栓作業は行っておりません。



平成28年  
7月1日から

# ② 水道使用開始時・中止時に手数料が必要です

水道の使用開始時及び使用中止時の開閉栓について、条例改正により平成28年7月1日より、下記のとおり手数料が必要となります。

### 水道使用料(開始・中止)手数料

1回につき **750円**

こちらの手数料は、水道の使用開始または中止の届出後に水道料金とあわせて請求させていただきます。

※ 水道使用開始・中止手数料を納付されていない場合は、水道の開栓に応じられない場合もありますのでご注意ください。



◇お問い合わせ先◇ 串本町役場 水道課 料金グループ TEL 0735-72-0082

警察署からのお知らせ

# 警察官を募集します！

和歌山県警察では、平成28年度警察官採用試験の受験者を募集します。

## ○受付期間

平成28年7月1日(金)～8月15日(月)

※ 受験資格や試験日等の詳細については、下記までお問い合わせください。

## ◇お問い合わせ先◇

串本警察署 警務課 TEL 0735-62-0110



住民課からのお知らせ

# ペットボトルの捨て方について

これから夏に向けてペットボトルの量が増え、回収ボックスがすぐにいっぱいになります。ペットボトルは、ふたを外して洗った後に**つぶして**から専用回収ボックスに捨ててください。ご協力よろしくお願いいたします。

①ふたはずして中を洗う ②ペットボトルをつぶす ③専用回収ボックスに捨てる



※ ペットボトルのふたは、ビニール・廃プラスチックゴミ袋へ捨ててください。

和歌山県からのお知らせ

# ひきこもりについての講演会を開催します(入場無料)

“ひきこもり”とは、仕事や学校に行かず家にいがちで、家族以外の人と関わる機会がほとんどない状態のことです。

今回の講演会や交流会を通して、ひきこもりへの理解を深め、地域での支援のつながりを作ることで、本人に接する際の不安などを和らげられればと考えております。

## ひきこもりの理解と対応

○講師 小野 善郎  
和歌山県精神保健福祉センター所長

○日時  
平成28年7月13日(水)  
午後1時30分～  
3時30分

## ひきこもりの明日を紡ぐ

○講師 南 芳樹  
南紀若者サポートステーション

○日時  
平成28年8月24日(水)  
午後1時30分～  
3時30分

## 家族の思いに向き合って

※ 交流会もあります  
○講師 和歌山県精神保健福祉センター職員

○日時  
平成28年9月14日(水)  
午後1時30分～  
3時30分

### <各会共通>

○開催場所 東牟婁振興局 地下第3会議室(新宮市緑ヶ丘2-4-8)

○対象 東牟婁地域にお住まいで、ひきこもりの問題について関心がある方(ご家族やご本人、支援者など)

○定員 各講演20名ずつ

### ◇お問い合わせ・お申し込み先◇

和歌山県精神保健福祉センター TEL 073-435-5194